

第十六回国会 厚生委員會議錄 第十号

昭和二十八年六月三十日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君 理事中川 俊男君

越智 茂君 加藤 五郎君

助川 良平君 田中 元君

山口六郎次君 秋元たけ子君

杉山元治郎君 有田 八郎君

出席國務大臣

厚生大臣 山縣 勝見君

出席政府委員

厚生事務官 堀岡 吉次君

會計課長 久下 勝次君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

六月二十九日

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案(内閣提出第一二七号)

同日

小佐々町東部地区に簡易水道敷設の

請願(辻文雄君紹介)(第一九五五号)

理容師美容師法存続に関する請願

(安井大吉君紹介)(第一九五六号)

同(越智茂君紹介)(第一九五七号)

国立浅川病院の施設整備拡充に關す

る請願(中曾根康弘君紹介)(第一九

五八号)

理容師美容師法の一部改正に関する
請願(中澤茂一君紹介)(第一九六〇
号)

遺族年金支給に関する請願(大石ヨ
シエ君紹介)(第一九六三号)

舞鶴西消費生活協同組合に低利資金
融資に関する請願(大石ヨシエ君紹
介)(第一九六四号)

東村山町に結核療養所設置反対に關
する請願(中村高一君紹介)(第一九
六五号)

を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

参考人招致の件

国民健康保険再整備資金貸付法の
一部を改正する法律案(内閣提出第
八六号)

社会保険審査官及び会保險審査会法
案(内閣提出第一二七号)

昭和二十八年厚生省關係予算に關
する件

○小島委員長 これより會議を開きま
す。

まず、国民健康保険再整備資金貸
付法の一部を改正する法律案を議題と
し、前会に引続き質疑を続行すること
といたします。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 この国民健康保険
再整備資金貸付法の一部改正は非常
に時宜に適したものであると思つた
ありますが、この改正によりましてな
お救い得ない、立ち直り得ない組合が
ございまいしょうか。あれば、どの程度

でありまいしょうか。

○久下政府委員 お答えを申し上げます
す。この貸付金は法案にございする
ように、徴収成績のいいところ、すなわ
ち保険料の徴収成績が七〇%以上であ
るものに、原則として貸付をすること
になつておるのでございします。これに
該当いたしますものは全保険者の数か
ら申しますと、比較的少いのでござ
います。ただ御案内のようにこの制度
は、保険者の持つておりました二十六
年度末あるいは二十七年末の赤字を
解消いたしますために貸付をするもの
でございします。ところが七〇%以上の
徴収成績を収めておられますものに對し
まして、この貸付金だけでは完全に
過去の赤字が解消するというわけでは
ないのでございします。昭和三十年
度までの三箇年計画で貸付をいたしま
すが、なお全保険者の赤字として残り
ます。この赤字を推計をしてみますと、
九億三千三百万円ほどの赤字が残るこ
とになつております。七〇%未満の徴収
成績を収めておられますもの、すなわち
本法による貸付の対象になりません保
険者の持つておられます赤字は、過年度
収入等で漸次補つて参るといたしまし
ても、昭和三十年度末におきましては七
億五千万円程度の赤字になると予想さ
れておるのであります。そうなります
ると、双方合せて十六億八千万円ほど
の赤字が国民健康保険の保険者の全体
としては、赤字としてこの制度の終り
にも残るといふことになるわけござ
います。これは相当の問題がございま

して、私どももいたしましては、この
制度は一応こういふことである、この
条件を緩和し進んで参りましたにいた
しまして、貸付の資格に該当いたしま
せん保険者、並びに貸付の資格に該
当いたしまして、いろいろ条件が
あります関係上、保険者の赤字として
残ります金額、以上申し上げましたよ
うな金額につきましては、実はまだ決
定をいたしておるわけではございま
せんけれども、一応この制度で該当す
るものに対する赤字解消の手段をいたし
まして、なおその後の状況に應じまし
て、今申し上げました三年後の十六億
の赤字に対する対策というものは、ま
た別途に考慮いたさなければならぬも
のと考へておる次第でございします。

○長谷川(保)委員 戦時中から戦後
にかけてまづたく減額をしてしま
まして、今日組合の解散をしてしま
たというふうなものが相当数あると思
いますが、数でどれくらいございま
すか。

○久下政府委員 戦争中に国民健康保
険を非常に普及いたしまして、全国の
市町村のほとんど全部がこの制度を
実施することになつたのであります。従
いましてその数は現在の町村数、一万
百餘に匹敵する数字になつたのであり
ます。ところが戦争末期並びに終戦後
の経済混乱の時期に際をいたしまし
て、その半数以上のものが休廃止の状
態になりました。その後経済界の立直
り、あるいはこういう制度に対する認
識とともに、漸次数が増して参りまし

て、今日五千百餘の保険者があるわけ
であります。従つて全市町村の数から
申しますと、ちょうど半数くらいにな
つてゐるわけでございます。その数
は、ここ数年非常に緩慢な歩調ではあ
りますけれども、ふえつつあるもので
あります。ことに今年は助成交付金が出
ます関係上、私どもの耳に入つてお
ります情報でも、各地におきまして事
業を再開する保険者が、従来に比して急
速な勢いでふえて参る見込みでござ
います。

○長谷川(保)委員 最近の、前国会に
この法案が出、あるいは国民健康保険
組合に對する国庫補助という線が出ま
してから、私もあちこちでそういうけ
はいを感じるものであります。具体的
にどれくらい休廃止をしておりま
す組合が、事業の再開あるいは再建を
しようとしておりますか。その具体的
な数が大体わかつておりまいしょうか。

○久下政府委員 まだその数を的確に
つかむまでの調査をいたしておりませ
んが、私どもの考え方としては、地方
の都道府県が中心となつて、この方面
に呼びかけをいたしておる面が一つ、
それから自発的に市町村の方で始めよ
うとしておるものもあるようでありま
す。この辺がどの程度の数字でありま
すか、もう少し時期を見て調査をいた
さなければならぬと思つていますが、た
だいまのところはお答えをする資料は
ございせん。

○小島委員長 他に本案についての質
疑はございせんか。——では暫時休

願いたします。

午前十時五十六分休憩

午前十一時十九分開議

○小島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず社会保険審査官及び社会保険審査会法案を議題とし審査に入ります。まず山縣厚生大臣より趣旨の説明を聴取したいと存じます。

社会保険審査官及び社会保険審査会法案
社会保険審査官及び社会保険審査会法案
社会保険審査官及び社会保険審査会法案

目次

第一章 社会保険審査官

第一節 設置(第一条、第二条)

第二節 審査の手続(第三条、第十八条)

第二章 社会保険審査会

第一節 設置及び組織(第十九条、第三十一条)

第二節 審査の手続(第三十二条、第四十五条)

第三章 罰則(第四十六条、第四十八条)

附則

第一章 社会保険審査官

第一節 設置

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第号)第三十九条、船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)第六十三条及び厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二条の規定による審査の事務を

つかさどらせるため、各都道府県に社会保険審査官(以下「審査官」という。)を置く。

2 各都道府県に置かれる審査官の定数は、政令で定める。

(任命)

第二条 審査官は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する職員のうちから、厚生大臣が命ずる。

第二節 審査の手続

(管轄審査官)

第三条 健康保険法第八十条、日雇労働者健康保険法第三十九条、船員保険法第六十三条又は厚生年金保険法第六十二条の規定による審査の請求は、左に掲げる審査官に對してするものとする。

一 都道府県知事がした処分に對する審査の請求にあつては、その都道府県に置かれた審査官

二 健康保険組合がした処分に對する審査の請求にあつては、その健康保険組合の事務所の所在地の都道府県に置かれた審査官

三 厚生大臣がした保険給付に関する処分に対する審査の請求にあつては、請求人が当該保険給付につき經由した都道府県知事の統轄する都道府県に置かれた審査官

(請求の期間)

第四条 審査の請求は、標準報酬又は保険給付に関する処分があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならぬ。但し、正当な事由によりこの期間内に審査の請求をすることができなかったと

とを疎明したときは、この限りでない。

2 標準報酬に関する処分に對する審査の請求は、原処分の日から二年を経過したときは、することができない。

(請求の方式)

第五条 審査の請求は、政令の定めるところにより、文書又は口頭ですることが出来る。

2 審査の請求は、原処分に関する事務を処理した都道府県の機関若しくは健康保険組合又は請求人の居住地の都道府県の同種の事務を処理する機関若しくは審査官を経由してすることが出来る。

(却下)

第六条 審査の請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

(補正)

第七条 審査の請求が不適法であつて補正することが出来るものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正を命じなければならない。

2 審査官は、請求人が前項の期間内に補正しないときは、決定をもつて、審査の請求を却下することが出来る。但し、前項の不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

(移送)

第八条 審査の請求が管轄であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、且つ、その旨を請求人に通知しなければならない。

2 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査官に審査の請求があつたものとみなす。

(保険者に対する通知等)

第九条 審査官は、審査の請求を受けたときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査官に對し、事件につき意見を述べることが出来る。

(原処分の執行の停止等)

第十条 審査の請求は、原処分の執行を停止しない。但し、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償ふことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することが出来る。

2 審査官は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。

3 第一項の執行の停止は、審査の請求があつた日から六十日以内に審査の請求についての決定がないときは、その効力を失う。

4 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、且つ、理由を附し、原処分をした保険者に通知することによつて行ふ。

5 審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人に通知しなければならない。

(審理のための処分)

第十一条 審査官は、審理を行うため必要があるときは、請求人若しくは第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることが出来る。

一 請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に對し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に係るのある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を囑託することが出来る。

3 第一項第四号の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。前項の規定により囑託を受けた審査官も、同様とする。

4 審査官は、請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述せず、報告せず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避したときは、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5 第一項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審査手続の受継)

第十二条 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承継人が、審査の手続を受け継ぐものとする。

(本案の決定)

第十三条 審査官は、審理を終えたときは、審査の請求の全部又は一部を容認し、又は棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)

第十四条 決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附し、決定をした審査官が、これに署名押印しなければならない。

2 審査官は、請求人及び第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に、決定書の謄本を送付しなければならない。

(決定の効力発生時期)

第十五条 決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

(決定の拘束力)

第十六条 決定は、第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を拘束する。

(決定の変更等)

第十七条 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第九十三條ノ二第一項(判決の変更)及び第九十四條第一項(判決の更正)

の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「判決」とあるのは「決定」と、「裁判所」とあるのは「審査官」と、「其ノ言渡後一週間内」とあるのは「其ノ決定書が請求人ニ送付セラレタル後二週間内」と、「并論」とあるのは「審理ノ為ノ処分」と読み替えるものとする。

(政令委任)

第十八条 この章に定めるものは、か、審査に関する手続は、政令で定める。

第二章 社会保険審査会

第一節 設置及び組織

(設置)

第十九条 健康保険法第八十條、日雇労働者健康保険法第三十九條、船員保険法第六十二條及び厚生年金保険法第六十二條の規定による再審査並びに健康保険法第八十一條、日雇労働者健康保険法第四十條、船員保険法第六十四條及び厚生年金保険法第六十三條の規定による審査の事務をつかさどらせるため、厚生大臣の所轄の下に、社会保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(職権の行使)

第二十条 審査会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第二十一条 審査会は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第二十二条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、社会保険に関する識見を有し、且つ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、社会保険に関する識見を有し、且つ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、社会保険に関する識見を有し、且つ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十三条 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができない。

(身分保障)

第二十四条 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため、職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行がある

と認められたとき。

(罷免)

第二十五条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第二十六条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 審査会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

(会議)

第二十七条 審査会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、委員長及び委員の過半数をもつて決する。

(給与)

第二十八条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の禁止)

第二十九条 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をする。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事すること。

三 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(利益を代表する者の指名)

第三十条 厚生大臣は、健康保険、日雇労働者保険、船員保険及び厚生年金保険ごとに、被保険者の利益を代表する者及び事業主(船員保険にあつては、船舶所有者)の利益を代表する者各二名を、関係団体の推薦により指名するものとする。

(庶務)

第三十一条 審査会の庶務は、厚生省保険局で処理する。

第二節 審査の手続

(請求の期間等)

第三十二条 健康保険法第八十條第一項、日雇労働者健康保険法第三十九條第一項、船員健康保険法第六十三條第一項又は厚生年金保険法第六十二條第一項の規定による再審査の請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日から六十日以内になければならない。

2 健康保険法第八十條第二項、日雇労働者健康保険法第三十九條第二項、船員健康保険法第六十四條又は厚生年金保険法第六十三條の規定による審査の請求は、当該処分があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。

4 第四條第一項但書の規定は、前三項の期間について準用する。

ほか、再審査及び審査に関する手続は、政令で定める。

第四十六條 第十一條第一項第四号若しくは第二項又は第四十條第一項第四号若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避

した者は、三万円以下の罰金に処する。但し、審査官の行つた審査の手続における請求人若しくは第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人又は

審査会の行う再審査若しくは審査の手続における当事者は、この限

りでない。

第四十七條 左の各号の一と該当する

者は、一万円以下の罰金に処する。
但し、審査官の行う審査の手続と

おける請求人若しくは第九条第一項の規定により通知を受けた保険

者その他の利害関係人又は審査会の
行再審査若しくは審査の手続

における当事者は、この限りでない。

一 第十一条第一項第一号若しくは第二項又は第四十条第一項第

一 号若しくは第二号の規定によ
る処分に違反して出頭せず、陳

述をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者

二 第十一条第一項第二号又は第四十条第一項第二号の規定によ

る物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分を違として物

三 第十一條第一項第三号又は第

四十条第一項第三号の規定によ
る鑑定人に対する処分を違ふとし

て鑑定をせず、又は虚偽の鑑定

裁判所に係属しているものについては、従前の社会保険審査会のした訴訟行為は、この法律による社会保険審査会のした訴訟行為とみなす。

○山縣國務大臣 ただいま議題となりました社会保険審査官及び社会保険審査会法案につきましてその提案理由を御説明申し上げたいと存じます。

わが国の社会保険は、昭和二年に健康保険法が施行されたのを初めとしたしまして、遂次進歩改善を遂げましたのでございますが、今日健康保険の被保険者は、被扶養者を含めると約二千万人、船員保険が同じく四十万人、厚生年金保険の被保険者は約六百九十万人を算するに至つたのであります。国民生活の安定に寄与すること、それに伴ひまして、これら保険の被保険者及び事業主の権利保護の問題も著しく重要性を帯びて参つたのであります。

現行制度におきましては、健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険法に基く保険給付の処分に不服のある被保険者は、各都道府県に置かれておりますところの、独任制の社会保険審査官に審査の請求ができ、その社会保険審査官の決定に不服の者は、厚生省に置かれておりますところの、社会保険審査会に審査の請求ができることとなつております。また保険料の賦課、徴収、滞納の処分に関する事項は、社会保険審査会に審査の請求ができることとなつておりますのであります。したが、いずれの場合におきましても、社会保険審査会の決定に不服できない場合

合におきましては、裁判所に出席できることと相なつておるのであります。

この制度は、健康保険法の施行とともに創設せられたものでございまして、最近におきましては社会保険審査会に対する審査請求件数は逐年増加し、現行制度のもとにおいては各委員の努力にもかかわらず、現在すでに百六十件の審査請求が未処理となつておるのであります。しかのみならず別途提案申上げております健康保険及び厚生年金保険の適用範囲の拡大並びに日雇労働者健康保険の創設、またこの法案による審査事項の拡張によりまして、審査請求件数は、ますます増加するものと予想されるのであります。本制度本来の目的である簡易迅速に被保険者及び事業主の権利を保護求済するといふ実をあげることに困難となつたのであります。これが今回本案を提出するに至つた理由であります。これによつて、審査の能率を挙げるとともに、その公正を期したい所存であります。

次に法案の要点について申し上げます。第一に、社会保険審査会の構成であります。現行の審査会は、公益、被保険者の利益及び事業主の利益を代表する非常勤の委員によつて構成されておりますが、これを内閣総理大臣が国会の承認を得て任命いたしますところの、特別職たる常勤の委員長及び委員二名をもつて組織することとしたのであります。他面現行制度におきまして、被保険者の利益及び事業主の利益を代表する委員が果して参りました弁論的機能は、利益代表者に引継ぐこととしたのであります。

第二に、審査事項であります。これは従来保険給付及び保険料の賦課、徴収、滞納処分に限られておつたのであります。健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険法の一部改正に伴ひまして、標準報酬に関する処分につき、審査の請求を認めることとしたのであります。

第三に、審査手続であります。被保険者及び事業主の権利求済に万全を期するため、この機会に若干の整備を行つたのであります。

以上をもちまして、提案の理由を御説明申し上げた次第であります。なにとぞ御審議の上、みやかに御可決あらんことを切望いたす次第であります。

○小島委員長 以上で本案の説明は終了しました。

なお本案の質疑につきましては、本案は付託になつたばかりでありますので、これを次会以後に譲ります。

○小島委員長 次に昭和二十八年年度厚生省関係予算につきまして、山縣厚生大臣より御説明を聴取いたしたいと存じます。山縣國務大臣。

○山縣國務大臣 この際昭和二十八年年度厚生省所管の予算に關しまして御説明を申し上げるにあたりまして、まず厚生大臣といたしまして、厚生省所管の諸行政に關して予算の基礎をなします施策の基本に關して、所信の一端を申し述べたいと思ひます。

厚生省所管の行政の中核をなしますものは、あらためて申し上げるまでもないことではあります。社会保険に關する諸施策であります。これにつきましては、これを不斷に発展充実にせ行くところにこそ、国政運営の目標

の一つが置かれなければならないと考えておるものであります。問題は、かかる考えに立つて、社会保険をいかなる順序と方法と内容によつて推進するかという点であります。この点につきましては、すでに再三にわたつて申し上げて参つたのであります。国の経済力との調整をはかりつつ、順次必要な拡充強化をはたかて行きたいというのが、私の基本的態度であります。また実施の順序につきましては、当面国民生活を脅威することの最もはなはだし疾病に対する社会保険をまづ確立し、次いで、老齢死亡等の生活の脅威に対する社会保険を充実し、整備して行きたいと考えているのであります。

なおまた私は、社会保険の実施にあつては、最終の構図を的確にしなければならぬという意味において、昭和二十五年に行われた社会保険制度審議会の社会保険制度に關する勧告を、高く評価するものであります。同時にこれを、即時、かつ、全面的に実施するについては、現実に国の財政との調整をも考慮するべきものと考え、この点に關しては、審議会の答申書にもこれを認めていたものであります。

かかる見地よりして、私といたしましては、まず疾病に対する社会保険の確立に努力いたしたいと存じているのであります。これは同時にまた社会保険の推進に關する勧告の趣旨にも沿ふやうなものであると考える次第であります。もちろんその他国家扶助、医療機関の整備及び公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進等の面についても、その施策に最善の努力をいたすとともに、遺家族及び留守家族の援護その他についても万全の措置をとりたい

と考へてゐる次第であります。以上を考へ方に基き、昨年十月厚生大臣の職を汚しまして以来、ひたすら所信の実現に努力して参つたのであります。以下、目下国会において御審議中の厚生省関係の予算案及びすでに提出した提出を予定しております法律案を中心といたしまして、当面の諸問題について申し上げたいと思ひます。

第一は、国民医療の整備改善の問題であります。これが施策の内容をなしますものは社会保険の充実、医療機関の整備及び疾病予防策の強化等でありま。

先づ、社会保険の充実につきまして、国民医療の中核である国民健康保険の強化確立をはかるため、昨年度以来実施しております赤字保険者に対する資金貸付の措置をさらに有効にするため貸付条件と貸付額に關する制限を緩和いたしたいと考へまして、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部改正法案を本国会に提出するとともに、昭和二十八年年度予算案において、これに必要な経費四億六千八百九十萬圓を計上いたしました。また国民健康保険の今後の運営難を打開するために、多年の懸案でありましたところの医療給付費に對する国庫補助を行うこととし、昭和二十八年年度の予算案において初めて創設計上いたしました。医療給付費の一割五分に相当する約二十九億六千萬圓を国民健康保険に對する助成交付金として計上することと相なつたのであります。

私は以上二つの施策を効果的に実施することにより、国保の財政が強化され、またおのずから国保の普及が行わ

れるものと考えておりますので、国保の強制設立等の措置は目下のところ考えておりません。

次に、健康保険につきましても、その適用事業の範囲を拡大するとともに、療養の給付期間を現行の二年から三年に延長したいと考えてまして、健康保険法の一部改正法案を提案いたしました。これによりまして、新たに約六十万人の人を被保険者に加えることとなり、また療養の給付期間の延長に伴つて、長期結核患者の悩みも解決できるものと思ひます。なお健康保険における以上の改正に対応いたしまして、当然に船員保険及び厚生年金保険においても、所要の改正を必要といたしますので、これに関する法律案を提案いたしております。

また、全国で八十五万人を越えるといわれております日雇労働者につきましても、従来これに対する健康保険等の措置がとられておりませんが、大部分の者がいわゆる社会保険の保護を受けておりませんために、一般労働者に比して、はなはだしく脆弱な生活基盤に立つておりますから、何とかこれに對して適当な施策を講じたいと考えてまして、この際昭和二十九年一月十五日から実施する予定のものに、約五十万人を被保険者とした日雇労働者健康保険法案を提案いたしましたのであります。なおその除保事業運営のための必要な事務費、あるいは保健施設費及び福祉施設費の全額を国庫において負担いたしますこととして、これに必要な経費約一億八千二百六十七万円を予算案に計上いたしております。

以上の措置によつて、わが国の社会保険は、財政の許す範囲において、その推進が期せられると思ひのであります。次に医療機関の整備につきましても、これは従来とも努力を払つて参つたのでございまして、本年度におきましても、引續いてこの面についての努力を重ねたいと考えております。まず第一に結核病床一万床を増床いたし、すとともに、国立病院のうちから三千床を結核療養所に転換することとしたしまして、増床及び整備に必要な経費約十億八千八百万円を予算案に計上いたしております。これらによつて結核対策の充実を期してある次第であります。なおこれに関連して申し上げたいのは、従来結核対策としていたしましては、いわゆる療養をいたしまして回復期に向ひました患者に対しての施策が欠けておりましたので、今度初めてアフター・ケア、結核回復者に対する後援施設を設けることとしたしまして、その施設の設置費補助に必要な経費約二千八百八十万円を計上いたしております。

次に、国立らる療養所に一千床の増床を行うこととしたしまして、約一億九千九百九十九万円を計上いたしております。なお現行のらい予防法は、御承知の通り明治四十年につくられたものであります。もちろん類病そのものの医学的の見地からいたしまして点につきましても、そうかわつた点はないが、なおこのらい予防法につきましても、たとえば患者の秘密の保持でありますとか、あるいは福祉厚生の問題でありますとか、あるいはその他の点について適當の考慮を払つて、適當の改正をいたしますことが必要と考えまして、ただいまらい予防

法について検討を加えて、国会に提案を予定いたしております次第であります。次に精神病につきましても、千二百床の増床を行うこととしたしまして、約一億八千八百万円を計上いたしております。

その他一般医療施設の整備をはかりますために、公立一般病院の建設費補助金六千万円、なおまた国民健康保険の直営診療所の整備費補助金といたしまして四億四千万円を計上いたしております。なお公立以外の一般病院あるいは診療所の建物、あるいは設備等を整備改善いたしますためには、長期にわたる医療資金が必要であります。いわゆる医療資金が必要であります。この面につきましても、従来われわれの、また一般の要望にもかかわらずその道が開かれておりませんでしたことに對して、今回国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫を通じて、これらのために融資する道を講じまして、新たに五億円のわくを設定いたした次第であります。

なお国民医療の整備改善に関する第三の問題は、疾病の予防及び治療に関するものであります。結核、類その他伝染病の予防については、積年の努力が報いられて、最近におきましては顯著な効果を収めて参つておるのであります。たとえば結核におきましては、死亡率が半減をいたしておりますのであります。しかしながら結核患者そのものは減つていないのでありますから、今後ともこれらの面につきましても、予防あるいは治療に對しましては、政府は万全の措置を講じたいと考えてまして、これに必要な経費をこの予算案に計上いたしておりますのであります。

す。すなわち結核予防及び治療につきましても、前に申しました増床分を含めまして百二十六億九千三百万円を計上いたしております。なおまた類予防につきましても、先ほど申し述べました増床分を含めまして、所要経費十六億六千七百七十七万円を計上いたしております。

またわが国の現在の死亡率の上から見ますと、むしろ一番重要視するべき問題はがんであります。このがんの研究に對しましては、従来ともいたして参つたのでありますが、今後ともこれを推進したいと考えてまして、今回提案いたしました予算案には、財団法人がん研究会附属研究所の戦災建物の復旧費の補助といたしまして五百万円を計上いたしております。

なお伝染病の予防に限らず、国民保健の上から一番大事なことは、その第一線機関であります保健所の整備拡充であります。これに對しましては、従来とももちろん努力を払つて参りましたが、本年度はC級保健所二十箇所の新設と、C級からA級への格上げ十箇所の整備拡充を期して、これに必要な経費といたしまして十五億五千五百万円を計上いたしております。また国民保健の重要な基礎であります、従来ややもすれば等閑視されておりました上下水道あるいは清掃施設、これに關しましても、今後とも努力いたしたいと考えてまして、必要な経費補助金といたしまして十一億二千九百九十九万円を計上いたしております。特にこの際申し上げておきたいのは、清掃費に關しまして、従来予算的の措置をとることは困難でありましたが、今年は、もちろん十分ではありませんが、清掃費に關し

て予算を計上いたした次第であります。これが大体、先ほど来申し上げておりますいわゆる社会保険を中心とした国民医療の改善整備ということであり、第二は母子福祉対策の充実の問題であります。これは私が厚生大臣就任以来取上げております重要施策の一つであります。もちろんこれに對しましては、従来とも母子寮あるいは保育所等の整備をはかりまして、これらの面に対する施策を講じて参りましたが、今年度におきましても、その増設整備に必要な経費を計上いたしまして、約四億六千万円を計上いたしております。そのほかに、これはすでに国会において通過を見て施行されております母子福祉資金の貸付等に関する法律であります。この施行運営に万全を期したいと考えてある次第であります。母子家庭に對して生業資金あるいは修学資金等の貸付を行います都道府県に對する国からの貸付金といたしまして、七億四千七百七十七万円を計上いたしております。これと同額のものが都道府県に對して負担されまして、これが母子家庭に對する貸付金と相なりまして、大体これに對しては約十五億円の貸し付けられることに相なることと考へられます。なおまた母子家庭の身上相談が、なか／＼これも必要なことと考へます。その点から申しまして、母子相談員を創設いたすことになしまして、それに必要な経費として四千七百七十七万円を計上いたしております。これらの措置によりまして、従来困難な境地に置かれておりました母子家庭が更生される道が開かれることを期待いたしております。なお、これまで

た御承知の通り専売品、たとえばタバコ店等を開くに際して、これらの母子家庭に便宜を与えたいと考えて、ただいまこれらの点に對しては日本専売公社等ともせつかく協議をいたしてゐる次第であります。なおまた都道府県には取扱要領等の周知徹底を期してゐる次第であります。

第三は戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者留守家族の援護の強化に関する問題であります。この点に關しては、政府といたしましては、從來ともこれに對して万全の措置をとつて参りましたが、從來戦傷病者、戦没者遺族等の援護法の運用を中心にしてとつて参りました政府の施策をさらに強化いたしたいと考えてまして、今国会にはその適用範囲の拡大及び年金額の増額をはかりました。たとえば年金額の増額につきましては、配偶者一萬四、千五百円とありましたのを、先順位者にして二萬五千二百円、その他の遺族五千円といたしまして、年金額の増額をはかつて参りたいと思ひまして、必要な改正案を提出いたしてゐる次第であります。これについて必要な経費二十八億四千萬元を予算案に計上してあります。

なお留守家族援護につきましては、從來特別未帰還者給与法あるいは未復員者給与法等によつて、政府はその施策に万全を期して参りましたが、特に今回の予算案の提出に際しましては、留守家族につきましては戦後すでに八年を経過いたして参りますので、従来の特別未帰還者等の適用範囲が現状から見ますと、あるいは現実に即さない、たとえば一般邦人等に對しても、國家のあたたかい手をさしのべる必要

がありましますので、その適用範囲を広げて、從來の範囲よりも相当適用される人がふえまことに相なりまします。が、いわゆる一般邦人もこの法律によつてこの援護の対象になりましますように、と同時にこれらの從來特別未帰還者給与法あるいは未復員者給与法によつて援護いたして参りましたのを、現実に即してこれを一本の法律にまとめまして、いわゆる未帰還者留守家族等援護法というものによつて、ただいま申しましたような内容のもとに援護いたしたいといふことでもつて、この国会は未帰還者留守家族等援護法を提案いたして、これに伴ひます予算といたしまして、二十億九千萬元を計上いたしてゐる次第であります。

第四は、人口政策の問題であります。人口政策は、言うまでもなくきつめて重要な問題であります。年々人口はふえて参るのであります。従つて、これに對しては、国といたしましては、いろいろな見地から総合的に人口問題の対策を確立いたして、あるいは食糧問題においても、あるいは家族計画の点におきましても、あるいは産業構造の点におきましても、資源の点においても、いろいろな点から人口問題を検討いたして、國の重要問題の解決に資したいという意味で、今回人口問題審議會を設けることになつたとして、それに必要な経費約八十萬元を計上いたしてゐる次第であります。

第五は、生活保護及び児童保護についてであります。もちろんこれらの問題につきましては、從來とも政府も努力をいたして参りました。現在生活保護を受けておられます対象は、あるいは二百萬人を越えるとも考えられるのであります。この生活保護の基準をなします基準額を、この際可能な範囲において引上げたいと考え、その引上げは七日一日からいたしたい、かように考えてゐる次第であります。詳細は省略いたしますが、たとえば生活保護に關しましては、現在の東京市の標準基準額の七千二百五十四円を八千円にいたしましたこと、なおまた住宅扶助につきましては、今日までの東京市の標準世帯における七百三十円を千五百円に、教育扶助につきましては、現在月平均百八十四円を百八十九円にそれぞれ引上まして、合計九千二百八十九円といたしたいと考え、これに基いて予算を計上いたしてゐるのであります。

なおそのほか、葬祭扶助は現行の二千八百円を三千円に引上げる予定であります。これらに必要な経費が二百四十六億一千四百萬円の昨年度に比較いたしますと、十五億五千八百七十萬円の増加と相なりますが、御承知の通り、今回政府におきましては、恩給法の復活によりまして、恩給の措置をとりたいて考えてあります。従つて、当然に生活保護関係においてその面から減少が考慮されますので、彼此考慮いたしまして、総額二百五十三億七千二百七十萬元を計上いたしてゐる次第であります。

なおまた児童保護につきましては、児童措置費は、御承知のように從來地方財政平衡交付金によつて、その中でまかなわれて参りましたが、かような重要ないわゆる社会福祉の面を地方財政平衡交付金によつてまかなうといふことは、地方財政の困難な現状にお

ては万全を期したいと考え、これを直接補助に直したいと思つて努力して参りましたが、幸いに本年度は大蔵省とも了解がつきまして、直接補助金として計上いたしてゐる次第であります。なおこの措置の基準につきましては、生活保護の基準の引上げと同じようにその内容の引上げをいたして参りまして、これに必要な経費四十二億七千七百萬元を計上いたしてあります。もちろんこのほか、あるいは母子寮あるいは保育所等の増設をはかり、あるいはその他の母子あるいは児童の福祉施設の整備拡充をはかつて参りたいと考えてゐるのであります。これらに必要な経費六億七千萬元と、それから児童相談所、一時保護所の運営に對します補助金、これらを全部合せまして、五十二億八千六百萬元をこれらの措置費として計上いたしてあります。

第六は、中共地区引揚者の援護についてであります。國民の多年の要望でありましたこの中共地域からの引揚げも、第三次輸送によつて約一萬四千五百五十人が内地に帰還されまして、第四次がたまたま配給されてゐるのであります。今回の引揚げというものが、帰還される方々の事情を勘案いたしまして、特にこれらの受入れあるいはその後の援護、また定着地における援護等については万全を期したいと考えまして、あるいは住宅問題あるいは就職問題あるいは更生資金の貸付等の問題に對しては、万全を期して必要な経費を計上いたしてゐるのであります。この就職の問題につきましては、他の委員会等においても申し上げておりましたので、重複は避けませんが、大体一般の就職状況に比して万全でないにいた

しまして、大体たまたまのところ三割四、五分程度の就職率になつてゐると思ふのであります。なおこれに關して申し上げておきたいのは、今日中共地区からたくさんの方々が帰還して来られた中には、中共地区等において医療事業に従事されておつた方も多のであります。医師、歯科医師、看護婦、こういう方々の内地における免許資格の問題につきましては、今回の事情も勘案いたしまして、できるだけ事情の許す範囲においてこれらの免許資格を与えることについて、政府は考慮いたしたいと考えまして、法律案を今国会に提出いたして参りますことを申し添えておきたいと思ふのであります。

なお住宅問題につきましては、当初引揚げは三萬人を予定いたして参りまして、ことに住宅問題は本予算案が通過いたしてからでは間に合いませんので、暫定予算において、三萬人に對する住宅対策として、三千五百戸分約四億円を計上いたしてあります。これはまだ定着がどのようにされるかという事情もわかりませんので、それらの事情も勘案いたして、都道府県とも連絡いたしまして、万全を期してこれらの建設をし、これらの住宅に引揚者に支障なく入つていただくように考えておるのであります。供給率は縁故者等の関係もありまして、大体三世帯に二戸ぐらいの割合に相なつてゐると思ふのであります。なお更生資金の点に觸れますが、これは二億円の範囲で、当初は三万円と考へておりましたが、それでは足りないであろうとも考えまして、五万円に引上げまして、これらの方々の更生されることに資したいと考

えております。なお金利は六分にいたしてありますが、現在許される範囲の低い率を適用したいと考えております。

以上が本年二十八年度の予算案を提出をいたしました際における厚生保護を基盤とした厚生大臣としての所信の一端であります。これらに基いて予算の編成をいたしました次第でございます。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことを切望いたす次第でございます。

○小島委員長 次にただいまの大臣の説明に補足して、官房会計課長より説明を聴取したいと存じます。堀岡政府委員。

○堀岡政府委員 ただいま大臣から御説明申し上げました二十八年度予算につきまして、細部にわたつて補足申し上げます。すでにお手元へ御配布したと思ひますが、横刷りのガリ版の昭和二十八年度一般会計歳出予算要求額という書類がございますので、それで便宜御説明を申し上げたいと思ひます。

おもな事項だけを御説明申し上げますが、第一ページの番号一の事項として人口問題審議会、これは新規に本年度計上いたしましたもので、先ほど大臣から御説明申し上げました人口問題審議会を新たに設けまして、これを運営するための経費であります。

それから番号二の科学試験研究費のうち、摘要欄の二に農業合理化研究補助六百万円を計上しておりますのは新規でございます。これは企業合理化促進法の第三条に基づいて、新しい農業技術を農業事業会社において採用し、これを振興せしめるための補助金

でございます。

三の国際会議費中、内訳一のWH O西太平洋地域委員会開催の経費五百三十四万四千円とございますのは、本年九月初旬東京におきましてこの地域委員会が約一週間開催される予定でありますので、それに要する経費であります。同じく摘要欄の二のWHO精神衛生専門委員会招請に伴う経費として六十二万四千円計上しておりますのは、この種の専門委員、たしか二名と思ひますが、すでに参つておりますが、その専門委員を招請するに要する経費であります。この事項では以上の点だけを御説明申し上げておきたいと思ひます。

次に、一ページの裏でございますが、五の国立公園等運営費中、内訳摘要欄の一の国立公園施設整備補助、これは各方面から切なる要求がありますけれども、予算の都合上年年度の約三倍、五千五百円を本年増額計上いたしました次第でございます。

次に、飛びまして、七の精神衛生対策、その一の精神病院療養所整備費、ここでは特別申し上げることはありませんが、病床増が一十二百床、国立において二百床、公立において一千床、前年度は両方合せて五百床ありましたが、一千二百床増を見込んでおるといふことだけをつけ加えて御説明申し上げます。

それから次の二ページであります。一番下の九、事項の受胎調節の欄でございます。ここでもつと御説明を加えておきたいと思ひますが、受胎調節のための厚生保護相談所というものを地方の保健所に設けておりますが、本年度は既設の三百二十九箇所

新しく四百二十三箇所の保健所にこの厚生保護相談所を設置いたしました。合計七百五十二箇所の全部の既設保健所に厚生保護相談所を設けるといふ予定で予算を計上しております。

次に二ページの裏の番号一〇の栄養改善の事項でございますが、この摘要欄の三に集団給食指導補助八十五万五千円とありますのは、お医者さんが管理しております以外の集団給食のいろいろの事故もありませんので、この管理者を衛生上の見地、栄養改善の見地から講習して、適當の指導をして行きたいといふことのために、そういう経費を八十五万五千円計上いたしました次第であります。

次に番号一一の結核対策について申し上げます。結核対策の一の結核療養所整備費でございます。特別申し上げることはございませんが、一万ベッドの病床の増は二十七年と同様であります。ただ内訳が若干かわつております。内訳の昨年度、今年度の比較は、国立、公立、法人立、保険、こういふふうにかけてそれぞれ記載いたしておきましたので、便宜ごらんをいただきたいと思います。一万ベッドの総数はかわつておりません。

次のページに参りまして、結核対策の二結核回復後後援施設設置費でございます。これは先刻大臣から御説明申し上げました、医学的管理のもとに回復した患者に、新しく社会において活動するための職業指導等を与えるための施設を設置するための経費でございます。本年度二十八年度においては二箇所初めてやつてみようという新規の計画でございます。

次は三の結核療養所の経常費でございますが、ここで特別に申し上げておきますことは、国立六万三千五十床でございます。三千床は公立病院から結核療養所に転換したものを含んでいふといふことをつけ加えて申し上げておきたいと思ひます。四月一日からでございますが、その分を含めまして、国立は六万三千五十床であります。その他公立、法人等の運営費でございます。

次にただいまの三ページの裏の四結核予防費については特別に申し上げることはございません。

その他中、摘要欄にござや、書いてございますが、その二行目、結核患者実態調査費とございますのは、先ほど大臣から御説明申し上げました、結核が社会病としての死亡原因第一といふことから、すでにそういう事態は去りましたけれども、結核がいろいろの問題を起しているというふうな諸般の観点から、この種の問題について新しく別個の観点から調査したいといふことのために、本年度新規計上いたしましたのでございます。金額として八十万円ばかりでございます。

次に番号一二の類対策については特別に申し上げることはございません。今の四ページのつと下へ行きまして五その他でございますが、その備考に藤楓協会委託費百万円とございますが、これは藤楓協会に療養所内の文化活動をお願いする、あるいは未収容患者の収容勧誘のパンフレットをつくるというのををお願いする費用でございます。

次に四ページの裏の一保健所整備費、これは先ほど大臣が申し上げました数字をこまかくそこへ書いておきました。

した。新設は幾つある、格上げが幾つある、現在はどうだ、二十八年度はどうなる、ABC級別にそれ／＼記載いたしておきましたので、ごらんおき願えれば幸いです。

次に一四伝染病予防費でございますが、一の伝染病隔離病舎整備の費用として二千四百床、前年度より五百床増をこの経費に見込んでおります。

同じくその内訳の三赤痢対策費、これは赤痢が猖獗をきわめる度合いが毎年毎年高くなつております。この原因については各方面から検討されておりますが、いまだ的確なる原因が見つかりません。そこで本年度におきまして、この方面の權威の方々にお集まり願つて、この原因をつきたいといふことのための費用でございます。

次に五の地方病予防施設費、例の住血吸虫のための予防施設としての溝渠コンクリート化でございますが、前年度の一万間を本年は三万間支出といふことの予算を計上いたしております。次に一五の性病予防、これについては特別申し上げることはございません。

次の一六は、水道施設整備費でございますが、ここで特に申し上げておきたいことは、そのうちの二の下水道施設につきまして、二億三千九百万円本年度計上しておりますが、このうち五千万円は新規に尿尿消化槽を設置するための補助金を計上いたしましたのであります。この五千万円が新規のものであります。

強を計上いたして御要望にこたえらるというので、かような計上をいたした次第であります。

次に、一七の公衆衛生関係の施設整備費、一が病研究施設整備費、先ほど大臣が申し上げました病研究施設の戦災復旧の経費がこれでございます。

次に、一八の医療機関整備、これは一千万円増をいたしまして六千万円の計上で、そのほかベッド、先ほど大臣から申しました融資のわく五億円、これは民間病院を対象といたしまして中小企業金融公庫、国民金融公庫等から貸出しをする予定であります。

次の一九の国家試験は特別申し上げることはありません。

次に、二〇の保健婦助産婦看護婦指導費も特別申し上げることはございません。

次に、二一の国立病院特別会計への繰入れでございますが、不成立になりました予算案、二十七年年度の予算案と異なっております骨子の点だけ申し上げておきます。国立病院特別会計のうち各種の国立病院を地方へ委譲するといふので、当初予定は二十七年十、二十八年度十一箇所を地方へ委譲するといふ予定で進んで参つたのであります。

ところで現実には昭和二十七年年度中秋田、山形の二つの国立病院が地方へ話し合いがまとまりまして委譲が決定いたしました。これはすでに委譲済みでございます。それから若松、飯坂の二つが六月一日からこれまで地方庁と話し合いが進みましてこれも委譲を完了いたしました。最近話し合いを進めてはば確実と思われまうのが徳島、岐阜、下呂で、この三箇所が大体八月一日から行くものと考えております。な

お結核療養所の際に申し上げましたごとく、結核療養所に国立病院を転換いたしましたのが三千床、数にいたしました。十五の病院を転換いたしました。今後の国立病院特別会計の予算の組み方は、以上の確定的なものだけを落す、つまり秋田、山形を落し、若松、飯坂を落し、それから徳島、岐阜、下呂につきましては、八月以降委譲されるものという見込みで計上する。それから結核療養所に移す十五箇所は八月一日から移すといふことで、移す移さぬの問題はすでに既定方針でございますので、話し合いがつき次第移して行きたい。しかし予算面上におきましては落すといふことはいたさない。事実上話し合いがつきました際には、その方面の予算は執行しないで済むといふふうなことにいたしております。つまり予算面から圧力を加えることはやめたい、そういう予算の方針として組かえをいたしましたことをこの際御説明申し上げておきたいと思ひます。

次に、二二の医療分業調査費は、昭和三十年度よりこれを法律の規定に基づきまして実施しますので、分布の状況の調査を地方庁に委託する経費でございます。

次に二三の麻薬取締りの関係は、摘要欄の内訳に、麻薬登録事務等委託費とございますのは、前国会で法律改正によりまして登録事務が地方庁に委託されましたので、都道府県に対する委託事務費として三千百十八万円を計上いたしましたのであります。

次の二四の薬用植物栽培助成六十三万二千円とございますのは、サントニン、の強い原種をベキスタンから入れまして、これを普及したいといふための

採種圃設備補助金でございます。二五は特別申し上げることはありません。

次に、二六生活保護費でございますが、大臣から御説明申し上げました単価の改正等は、それ／＼事項別に、補助の種類別に、摘要欄に記載いたしておきましたので、ごらんおきを願えれば幸いと存じます。大きな数字で申し上げておきますと、三教育扶助で十一億七千五百六十一万円の減になつております。これは二十七年年度の予算でやつてみました結果、一部給食が予想以外に一週間の回数が少いということが大きな原因でございます。一部給食が、週五回やることはほとんどございませんで、せい／＼一回もしくは二回といふので、そういう数字が非常に大きかつたといふところに大部分の原因がございまして、もう一つは、パンの単価が、これは農林省の単価からはじいたのですが、若干上つております。教科書の値上げ等も見込みながら、なおかつ差引き十一億七千五百六十一万円の減にいたしましたのでございます。

ついでに申し上げますが、四医療扶助につきましては、逐年増加の傾向をたどつておりまして、二十八年年度予算案におきましては二十七年より八億二千万何かしを増額計上いたしてござい

8、9は事務費でございますが、10の二十七年年度精算不足分二億五千万円、これは地方庁におきますところの生活保護費の赤字の精算を大体二億五千万円とふみまして、それを本年度において精算いたしたいといふので計上しました。

それから先ほど大臣から申し上げま

したが、11の恩給の復活、日雇い保険が実施されるということのために、在来生活保護にたよつておつた方々のこの種費用が一億三千何かし減るだろうという予想のもとに、差引き合計、生活保護費二百五十三億何がしという経費を計上いたした次第でございます。

それから二七身体障害者保護費については特別申し上げることはござい

それから二八も特別に申し上げることはござい

二九、地方改善事業費、これは新規でございまして、在来はこの種事業は、憲法の建前といひますか、特別の措置をとらぬ方がいだらうといふふうな考え方で参つたのであります。事態の事情からしまして、この種の協議会を開き、実態を調査し、この特殊地域の改善のためのセンターとして隣保館を四つつくりたいといふ経費を本年新しく計上いたしたのでございます。

三〇、消費生活協同組合の貸付金二千五百万円、これは前国会で法律が通過いたしましたので、そのことによつて優良なる消費生活協同組合の協同施設に貸付金を計上いたしたのであります。

三一、公益質屋、これは特別申し上げることはござい

それから十一ページを裏にめくつていたしまして、社会事業関係のいろいろの施設がござい

特に申し上げておきますことは、7の浮浪者収容施設五千万円を新規に計上いたしております。これは御承知のように、大都會の浮浪者の収容について、国会等でも非常にやかましい御議論の対象になりましたので、今年度として

は、とりあえず百人収容十箇所を大都會につくりたいといふことのために新規に五千万円を計上いたしたのであります。

次に三四の日赤設備整備費でございますが、これは新規に計上いたしたもので、日本赤十字社が災害等の際に、諸般の活動をいたします。それらの病院車とかその他を日本赤十字社として整備せしめておく。そしていざという場合にこの日本赤十字社を活動せしめる、こういったための整備費であります。

三五の児童保護費につきましては、建前は生活保護費と同様に、生活に困る児童に対する保護費でありまして、なお単価改定は七月分よりこれを行うといふことになつております。御参考までに申し上げますと、児童措置費は、二十七年年度平衡交付金の中に計上されておりました金額は三十六億三千五百四十四千円といふ金額であります。ゼロとありますが、平衡交付金の中に計上された計算の基礎は、今申し上げた通り三十六億三千五百四十四千円、こういう数字でございます。今回児童措置費として四十二億何がしの計上をしたのは、主として単価の改定でございます。

次の4、事後補導補助、これはいわゆる職親に対する若干の手当でございますが、それを新規に計上いたしたのでございます。

それから5の季節保育所は、本年度新しく五千箇所、三分の一として三千万円を計上いたしたのでございます。その他このページには取上げて申すことはありません。

次の十三ページの裏、三六の母子福

社対策でございます。これは御案内の通り母子福祉資金の貸付等に関する法律が前国会で成立いたしましたので、これに基づいての母子福祉貸付金と、府県が同額これに計上いたすわけでありまして、母子相談員を社会福祉事務所に一人ずつ設置するに要する費用、それら合計七億九千何万を計上いたしましたのでございます。なおこの母子福祉貸付金のどの部門に幾らという内訳は、別途摘要欄に記載してありますので、それをこちらを願えばおわかりと思います。

なお、三七児童福祉施設整備については取立てて申し上げることはありません。

次に、飛ばしていただきまして、三八の厚生保険国庫負担金について申し上げます。このうち国庫負担金と直接の関係は出て来ませんけれども、健康保険及び厚生年金保険について範囲を拡張して、被保険者約六十万の新規加入を見る。それから健康保険については療養の給付期間二年を三年に延長する。それから標準報酬の最高最低をそれぞれ引上げる。この三つをおもなる改正点として法律改正をいたしております。従つて人数等の増による取扱の事務の増がございまして、これらはいずれも特別会計において取扱いますが、それらの事務費全額を国庫負担金より特別会計に繰入れるわけでございます。

それから六に日雇健康保険とございまして、事務費一億四千六百四十七万七千円、保健及び福祉施設費三千六百万何がし、この事務費は他の保険と同様に金額国庫負担は当然の建前と存じます。保健施設及び福祉施設について

は、他の保険においてはそれと、保険料をもつてまかなつておるのであります。日雇健康保険においては、この保険料によらずして一般会計の負担においてこれを運営し施設するといふ建前で計上しておることを、特別に御説明申し上げたいと思ひます。

三九は特別に申し上げることはございません。

四〇も申し上げることはありません。

四一、国民健康保険の補助金でございますが、この中の摘要欄をこちら願ひたいと思ひます。1、2、3とありますが、3の助成交付金は、先ほど大臣から申し上げました例の給付で、一五%相当額を交付するというところであります。二十九億何がし、これは前国会で流れました予算と同額を計上してございまして。

六の災害特別貸付金は、新規のように計上しておりますが、実は二十七年におきましては大蔵省と協議をして流用で実際に施行いたしました。さうな手続をとるのがめんどうでございますので、今回は別途五百万円だけ計上いたしました次第であります。

四二は申し上げることはありません。

四三の引揚げ関係の経費でございますが、ここで問題になりますのは、先ほど来大臣から申し上げましたごとく、中共からの引揚げ三万人のうち五千人は二十七年に計上し、残り二万五千人は二十八年に計上しております。こういう建前でありまして、帰還手当てにつきましては、一律におとな一万円、子供五千円を計上した点がかわつておりますが、その他のプ

リンシブルは在来のもと同様でございます。それから引揚げ見込人員二十五万三千三百八人、この端数は個別引揚げの予定でございます。

四四の留守家族等援護は、法律等につきましては、先ほど大臣から御説明申し上げましたが、支給される給与がどういふふうにかわるかは摘要欄に記載いたしておきましたので、こちらおきを願ひたいと思ひます。つまり範囲の拡張とベース・アップによつて三億一千八百八十五万三千円がふえるというところでございまして。

四五の戦傷病者戦没者遺族等援助、これは御承知のように恩給に移行すること等で百四十億ばかり減額になる予定でございます。一方C船員をこれに加えますと、C船員の総体の数は、積算の基礎としては一万九千二百五十一人という数字を本予算の積算の基礎に取入れております。それやこれやでこ

ういう金額になつております。それからベースにつきましては、恩給と前段の留守家族援護等とをにらみ合せました金額を計上いたしております。

ただいま問題になつております日華僑の中国引揚げの問題、これの経費につきましては、六月暫定予算の予備費をもつて支出するということに當時閣議決定がございました。在日華僑が一千人帰りました千九百七十八千円という金額を予備費より支出するということと閣議決定をし、これはすでに実行に移しております。

あとまだ各付属機関等のことがありますが、これは特別に申し上げることはございません。

以上をもつて二十八年度予算案の御説明にかえたいと思ひます。総計七百

五億三千四百三十八万八千円というのが二十八年度厚生省所管の一般会計予算のトータルでございます。

○小島委員長 これをもつて厚生大臣及び政府委員の厚生省昭和二十八年年度予算に関する説明は終了いたしました。この説明に対する質疑は次会以後に譲ります。

○小島委員長 次に、参考人選定の件についてお諮りいたします。社会福祉事業金融対策の諸問題について意見を聴取するため、全国社会福祉事業協議会の代表者に参考人として出席願ひ、社会福祉事業金融対策に関する小委員会において意見を聴取したいとの要望が該小委員長より申し出られております。以上の申出の通り参考人を選定して出席を願ひこととし、その選定に關しましては委員長に御一任願ひことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

本日はこれをもつて散会いたします。次会は明後七月二日午前十時より開会いたします。

午後零時二十一分散会

厚生委員会議録四号中正誤

頁 四

一六 理事山下春江君削る

一一一 安井大吉君の次に山下春江君を加える

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局